

○議長 大城真孝君

ただいまから令和3年第1回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番大城毅議員、4番金城隆雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

それでは、諸般の報告を行います。1.理事会についてでございますが、去る令和3年2月16日(火曜日)に企業団大会議室において、令和3年第1回理事会を開催いたしました。付議事項については、次のとおりとなっております。

(1)付議事項。3月議会定例会への提出議案。令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予

算（第3号）について。令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算について。

（2）次期企業長の選任同意についてでございます。

次に報告事項。報告事項について、（1）入札結果、12月16日に入札をしまして、東風平配水池解体工事設計測量業務委託でございまして、落札者は有限会社礎コンサルタントとなっております。

2番の令和2年度公用車車両購入について、落札者は株式会社禅自動車サービスでございました。

次に（2）土地取得及び売却に係る用地交渉について。12月補正予算にて議決をしていただいた不動産鑑定評価業務を行いました。

企業団庁舎隣接の取得は、不動産鑑定評価額をもとに交渉を進めてまいります。

南風原町宮平（旧宮平ポンプ場管理道路）の売却に係る交渉についても不動産鑑定評価額を基にすすめてまいります。

次に（3）水道技術管理者資格取得実務研修の受け入れについて。令和2年度日本水道協会水道技術管理者資格取得の為、1月18日（月曜日）から2月5日（金曜日）の3週間の実務研修を実施し、受講者2名を受け入れました。

次のページをお開きいただけますでしょうか。実務研修の受講者2名については、豊見城市上下水道部の渡慶次さんと北中城村上下水道課の比嘉さんのお二人でございました。

次に（4）緊急事態宣言時の対応について。県内においては年明け以降、県内全域で急速に新型コロナウイルス感染者が増加しており、地域医療の崩壊が迫っている危機を乗り越えるため沖縄県は、警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、県独自の3度目となる緊急事態宣言を1月19日に発出致しました。そして2月7日に期限を迎える緊急事態宣言を、今月末まで期間を3週間延長することとなりました。

職場での対策についても、職員等の体調管理の徹底、テレワークや時差出勤を推進し、出勤者数の7割削減を可能な限り目指すよう働きかけがありますが、関係町の対応状況を踏まえ、現時点での在宅勤務等は実施せず、感染防止対策を徹底し業務を行うことと致しました。ただし、今後の他市町村の対応状況を見て、勤務体制を見直すことも検討しております。

次に（5）南部水道企業団経営戦略の公表について。お手元に配布してございます経営戦略についてであります。公営企業については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について／平成26年8月29日付、総務省自治財政局公営企業三課室長通知」において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として「南部水道企業団経営戦略」を別紙のとおり策定致しました。令和3年度から令和12年度までの10年を期間とする経営戦略を理事会及び議会への報告後、令和3年3月末までに公表することとしております。以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4．一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。1番金城隆雄議員の発言を許します。

○1番 金城隆雄君

一般質問を行います。通告書に基づきまして順次質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、南部水道企業団摩文仁浄水場の修繕改修・安全対策の問題について。

当企業団においては、職員一丸となって管轄内の住民に対し、安全で安心な水の安定供給に努めていることに敬意を表します。

令和2年度の南部水道企業団の水道事業経営概要をみると、水道ビジョンの基本目標に基づいた5つの主要施策が掲げられております。

・安心でおいしい水の供給・災害に強い水道の確立・満足される住民サービスの確保・水道の運営基盤改善と強化・将来の更新資金増大見込みと料金体系の見直し。そのなかで、摩文仁浄水場の改修について伺います。

1番目に送水ポンプ室が1963年、事務所が1969年に建築され、50年以上が経過し老朽化が進んでいると思うが、その現状はどうなっているか伺います。

2番目に今年度も腐食劣化したフェンス等の修繕改修等、安全対策を講じていくとありますが、その実施状況はどうなっているか伺います。

3番目に抜本的な施設整備としては、改築が望ましいと思うが、その計画はあるのか。また、今後の配水系統見直しや沖縄県の水道事業経営の大きな変化が見込まれることなどから、大規模な施設縮小等も考えられるのか伺います。

4番目に昨年度に視察した際にも、外部からの侵入が容易であると感じました。それを解決するためにも施設の改修は必要であり、特に、量水井、塩素注入設備、浄水池、送水ポンプ等は屋根付きの一施設として整備すべきだと思うが伺います。

5番目に浄水場は、24時間の有人監視体制となっておりますが、是非、監視カメラ等を設置し、監視体制を強化してもらいたいが、その考えはあるのか伺います。

再質問は自席から行います。よろしくお願ひします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

ポンプ室と事務所等の改築についての質問でございましたが、現状を申し上げますと、送水ポンプ室及び浄水場事務所の現状については、軒下や壁等の一部にコンクリートのひび割れや剥離が見

られますが、これにつきましては修繕工事等により延命化を図りながら使用していきたいと現在のところ考えております。

次にフェンスの件でございますが、摩文仁浄水場の外周にはフェンス等が約320メートル設置されております。フェンス等の修繕改修等については、フェンスの腐食劣化状況又は台風等での被害状況により修繕箇所を決定しております。

平成29年度から実施している修繕改修工事については、今年度までに180メートルが完了し、残り140メートルについては、令和3年度以降において実施する予定となっております。

次に摩文仁浄水場の改築等についての質問でございますが、企業団では、基幹管路を耐震化管路に更新する工事を重点的に進めており、現在作成中の事業再評価書の基幹管路耐震化事業計画は2029年（令和11年度）までの予定となっております。

摩文仁浄水場については、基幹管路耐震化事業の期間中に、原水水質の動向を見極めながら浄水処理方法などについて検討するとともに、沖縄県及び県内水道事業体で構成された沖縄県水道事業広域連携検討会の進捗状況も注視しながら、浄水場の更新計画を決定していきたいと考えております。

更新計画が決定するまでの間は、現浄水場の機能の延命化を図りながら使用していきたいと考えております。

次に、外部の侵入についてのご質問でございますが、摩文仁浄水場の緩速濾過池以外の施設については、侵入者等の外部からの投げ入れ防止対策として、開口部（点検口）にカバーを設置し施錠も行き保安対策に努めております。

なお、摩文仁浄水場については、現行施設を令和12年度まで継続使用する予定であり、令和13年度以降の更新計画策定において屋根付きの一施設として整備すべきか検討してまいります。

次に、監視体制の強化についてでございますが、監視カメラ等の設置につきましては、監視カメラ等を導入している先進地事業体等の調査及び研究を行って、導入に向けて今後検討してまいります。以上でございます。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

答弁有難うございます。再質問いたしますけれども、施設の整備については、約10年以降になるかという答弁でありますけれども、この施設の耐震化構造は昭和50年以前に造られた建物ですので、耐震化基準に合致しないと思っておりますけれども、その点についてはどう対処していくのか伺います。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

建物と施設の耐震性についてなんですけれども、平成18年度に耐震の簡易診断を行っております。そのときの診断結果については、ひび割れ等も今日答弁したとおり発生しているんですけれど

も、特に耐震性が低いとか、そういう緊急を要するものではないという結果は出ております。

ただ、現在のレベルの耐震性については、二次診断を行う必要があるんですけども、それについては平成7年の阪神大震災以降に設定された建築基準等においては、レベルに達していないということですので、それについてはたぶんレベルは低いだろうという判断はしております。

ですから、現状、特に緊急を要するとか、そういうものではないというふうな結果が出ております。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

危険な状態ではないということではありますけれども、公共施設の一つではあると思いますので、ぜひ、耐震化については早急に改善をしていただきたいと思います。

その中では職員も働いていますので、町立の施設については殆どが耐震化基準を見直そうということで、改築等、あと耐震化対策等々の工事も早急にやっていただきたいと思います。

次に、沖縄県水道事業広域連合連携検討会の話もありますけれども、年に何回そういった話し合いがもたれているのか。そしてこれまで累計で何回の検討会があったのか。その辺について伺います。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。これまで年に何回かというところではなくて、県の方でいま取りまとめておりまして、いま具体的に動いているところなんですけれども、これまで2回ほど行われておりまして、去年あったときには各事業体からの問題、こういったことが考えられるのではないかとということ市町村から吸い上げたものの会議ということでありました。以上です。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

わかりました。具体的にはまだ動いてないということではありますけれども、圏域の住民の方々は質の良い水を求めておりますので、そこら辺についてもぜひ検討し、県内どこでも同じような水が使えるような仕組みづくりをぜひ構築していただきたいなと思います。

それと施設の外部からの侵入についてなんですけれども、昨年度、視察した際にも容易に入れるなということを痛感しました。

蓋をして安全対策をやっているということではありますけれども、その施設内を見学する際の規則、そういった見学基準もありますか。よろしくお願ひします。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

お答えします。特に浄水場の施設見学についての基準というか、そういうマニュアルとか、基準づくりをしているわけではございません。

ただ、施設見学する場合においては、職員を動員して危険な箇所については、立ち入らないようにというふうな感じで施設見学をさせていただいております。以上です。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

昨年度行ったときに見学者の中にタバコを吸いながら覗いている人もいました。ぜひ、そういったのはルールを作って、きれいな水を作って、その状況を見るときにタバコの灰が落ちてしまったらダメですので、そこら辺の規則、ただそのタバコを持っていた人が施設の関係者だったということがとても僕は不思議に思いましたので、そこら辺をぜひ徹底していただきたい。なにか落ちそうなものを持つとか、例えば飲み物を持ちながら覗くとか、そういったものを制限するような施設見学のマナーをぜひ作っていただきたいなど。そうすれば、安心して施設内の見学も僕は誘導できるのではないかなと思っております。

最後に監視カメラについてですが、ぜひ24時間体制で職員も疲れる、目は二つしかないので、外で何か音がしたときにモニターがあれば録画してあとで見ることでもありますし、予算もかからないと思いますので、ぜひ監視カメラ等を早急に設置していただきたいと思いますけれども、その考えについてどうですか、答弁をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

先程もお答えしましたが、摩文仁浄水場というのは、非常に小さな浄水場で見渡しができるぐらいの規模の浄水場で、そういった全国的にこれぐらいの規模で監視カメラ等が設置されているかどうか我々としては調査をして、実際に必要性、センサーとか、カメラよりも人間が24時間いるわけですから、そういったものでやった方がいいのか、いろいろ検討してこれからやっていきたいと思っております。以上です。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

八重瀬町の運動公園の例を見ると、監視カメラがなかったときは、よく子どもたちが出入りして事件も発生していたんですが、監視カメラを設置した後は、そういうこともなくなっておりますので、ぜひ誰かが見ているというような状況を作っていただければ、そういう侵入者もいなくなって、これまで侵入する方はいなかったと思いますけれども、ぜひ安全対策、管轄の住民からもこういうふうな安全対策をやっているんだなということで周知をするだけでも安心して安全な水を使えると思いますので、ぜひご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○議長 大城真孝君

これで一般質問は終わります。

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 大城真孝君

日程第5. 議案第1号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

議案第1号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和3年2月26日提出

南部水道企業団企業長 多和田 眞次

詳細等について、総務課長から説明させたいと思います。

休憩します。

休憩（10時22分）

再開（10時25分）

再開します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

詳細について私の方からご説明したいと思います。2ページ目をお開き下さい。

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条 令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出（第3条予算）につきましては、3ページ目の中段の令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出（第3条予算）からご説明いたします。

まず、収入において第1款水道事業収益、第3項特別利益、第3目その他特別利益は、既決予定額104万4,000円に、補正予定額6万6,000円を加えた額、111万円の予算としております。

理由は、備考にありますように、その他特別利益、水道施設損失補償金として南風原町字与那覇地区下水道工事に伴う給水管切替等の工事費を収入するものでございます。

続きまして、支出においては第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費は、既決予定額8億3,215万1,000円に補正予定額1,290万円を加えた額8億4,505万1,000円の予算として

おります。

理由は、備考にありますが委託料の摩文仁浄水場運転管理業務、マイナス260万円減額。

4ページ目をお開き下さい。賃借料の発電機賃借料、マイナス50万円の減額、動力費の摩文仁浄水場送水ポンプ場等の電気料金、これが200万円の減額補正とし、沖縄県企業局受水費を1,800万円増額補正を予定しております。

また、第2目配水及び給水費は、既決予定額1億3,859万1,000円に補正予定額マイナス1,650万円を引いた額1億2,209万1,000円の予算としております。

理由は、備考欄にありますが委託料の漏水調査業務100万円減額。マッピング修正業務50万円減額。修繕費の施設修繕、これが800万円の減額。量水器取替修理300万円の減額。路面復旧費の送配水施設修理後の舗装が200万円の減額。動力費の新城ポンプ場等の電気料金200万円の減額補正を予定しております。

続きまして、第3目議会費においては、既決予定額429万3,000円に補正予定額マイナス160万円を引いた額269万3,000円の予算としております。

理由としまして、備考欄にありますが旅費の先進地視察、これが160万円の減額補正を予定しています。

申し訳ありません。第4目は総務係ではなくて、総係費になります。訂正いたします。既決予定額2億9,764万7,000円、補正予定額309万円を引いた額2億9,455万7,000円の予算としております。理由は、備考欄にありますが旅費の企業長及び職員、これが250万円の減額、研修費の職員研修、これが59万円の減額補正を予定しています。

5ページ目では、第6目資産減耗費において、既決予定額1億7,038万9,000円に補正予定額4,600万円を引いた額1億2,438万9,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄にありますが固定資産除却費の東風平配水池解体撤去費、それが4,600万円の減額補正を予定しています。

今年度は調査測量設計業務を行い、次年度に改めて解体工事費を計上するためです。

以上のことから令和2年度の純利益は、補正予算第2号での1,460万円より、今回の4,972万円増収の6,432万円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出（第4条予算）についてご説明いたします。収入において、第1款資本的収入、第2項その他資本収入、第1目寄附及び負担金は、既決予定額950万7,000円に補正予定額60万7,000円を加えた額1,011万4,000円の予算としています。

理由としましては、備考欄にありますが寄附及び負担金、水道施設損失補償金として南風原町字与那覇地区下水道工事に伴う配水管移設補償費、これが60万7,000円を収入するものでございます。

支出においては、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目営業設備費は、既決予定額549万2,000円に補正予定額50万円を引いた額499万2,000円の予算としております。

理由としまして、備考欄にありますが機械器具購入費のMCA無線機購入費50万円の減額補正を予

定しております。

2 ページ目の中段に戻っていただきまして、以上のことから補填財源の説明として、第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,769万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,659円」に、「過年度分損益勘定留保資金1億4,278万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億4,172万7,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万6,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額866万円」に改め、当初予算からの減債積立金1億620万3,000円を加えた額で資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正することとしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第1号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算

○議長 大城真孝君

日程第6. 議案第2号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算を議題とします。

本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

議案第2号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算。

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により別紙のとおり提出しますの

で議会の議決を求めます。

内容、詳細等を説明する前に令和3年度南部水道企業団水道事業の経営方針について述べたいと思います。お手元の経営方針をご覧になって下さい。

令和3年度南部水道企業団水道事業経営方針 令和3年第一回定例議会。

水道事業は、需用者の生活や企業活動等に欠かすことができない重要なライフラインを担っており、需用者が必要とする水量を適正な水圧で安定供給することはもとより、自然災害や施設事故などによる断減水の被害を最小限に抑えることが強く求められています。

令和3年度の予算編成にあたっては、将来的な人口減少を見据えた先行投資として、施設の老朽化対策や耐震化など需用者の安全・安心にかかる事業を可能な限り早期に進めるとともに、水道ビジョンに掲げた4つの基本目標に新水道ビジョンで示された「安全」、「持続」、「強靱」を加え、水道事業の理想像実現に向けた取り組みを推進する方針のもと予算を編成しました。

併せて、水道事業を将来にわたって安定経営していくため、中長期の投資計画と財政計画を均衡させるとともに、持続可能なものとするため、施設の延命化、最適化の実現に最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫に努めるとともに、需用者の多様なニーズに合わせて、更なる需用者サービスの実現に向け組織全体で連携し積極的に取り組んでいく所存であります。

令和3年度予算重点目標。

1 安全でおいしい水の供給

(1) 水質改善

・令和3年度においても八重瀬配水池系統の目標硬度115mg/l以下を継続するとともに、需用者のニーズに応えるため、さらなる硬度低減化に向けた調査研究に取り組んでいきます。

(2) 水質管理体制の強化

・令和3年度においては、八重瀬第二、第三配水池及び新川第二ポンプ場の内面清掃を実施します。

(3) 水道施設の監視強化

・令和3年度は、ギーザ第二取水ポンプ場及び摩文仁浄水場フェンス張替え工事を令和2年度に継続して実施し、施設の安全対策強化を図ります。また、点在する施設を中央で監視する通信機器等の導入や遠隔操作による運転管理体制についても、先進地における導入事例や現地視察など調査研究に取り組んでいきます。

(4) 施設の統廃合

・令和3年度は、令和2年度に委託した東風平高架配水池の解体撤去工事の設計に沿って解体撤去を実施します。なお、敷地の道路側、住宅側、鉄塔側との境界における高低差については、それぞれの隣接者の理解と了解が得られる工法を採用し慎重に進める予定であります。

(5) 水源流域の汚染防止対策

- ・自己水の水源流域における水質汚染防止対策については、令和3年度においても職員による週1回の巡視を継続します。また、引き続き関係機関との連携によって、より効果的な防止策が講じられるよう取り組んでいきます。

2 災害に強い水道の確立

(1) 機器管理対策の強化

- ・南風原町、八重瀬町及び沖縄県内の水道事業体等が主催する防災訓練に積極的に参加し、関係町及び近隣事業体との連携強化を図ります。また、応急給水・復旧対策本部を本庁舎に置き、企業団が活動の主体となって対策の最前線に当たることを念頭に、備えておくべき機能や物資を計画的に導入していく予定です。

(2) 水道施設の更新計画/沖縄県簡易水道等施設整備費国庫補助事業

- ・令和3年度の早い時期に厚労省の事業採択を得て、事業再開ができるよう鋭意手続きを進めます。

(3) 水道施設の耐震化

- ・令和3年度は、経年管を耐震化更新する工事、国庫補助事業で整備する予定であった津嘉山北地区区画整理事業地内へ耐震管で新設する工事、給水管の輻輳化を解消するため耐震管を延伸する工事を予定しています。
- ・経年管の更新においては、法定耐用年数40年の管を60年使用したあと耐震管に更新する資産の延命化を図った計画となっています。今後、事業を進めながら、経年管の診断を実施し、更新基準年の設定について適時見直しを図っていく予定です。

3 満足される住民サービスの確保

(1) お客様サービスの拡充

- ・令和2年度は、需用者ニーズに応える取り組みとしてスマホ決裁を導入しました。令和3年度は、開栓のFAX受付や閉栓の電話受付の不便さを解消するため、需用者がウェブサイトを利用し申し込みできるサービスを提供します。

4 水道の運営基盤の改善・強化

(1) 資産の有効活用

- ・令和3年度は、水道施設としての機能を廃止した用地の適正管理と有効活用を図るため、旧宮平ポンプ場跡地の売却を予定しています。今後も遊休用地についての有効利用、処分の検討を進めていきます。

(2) 財政の健全化・効率化/経費の削減

- ・水道事業における事務全般について、班、課、組織全体の連携で円滑に効率よく事務処理する取り組みの第一段階として、令和3年度は、職員21名体制としました。
- ・職員の技術力向上を図るため、給水申請受付、事前協議、給水装置工事設計書の審査、

給水装置工事検査の業務全般を職員が担います。

(給水装置工事検査業務委託料の削減)

・毎月の水道料金口座振替依頼と口座振替結果情報の伝達を通信で行ってきましたが、経費の削減を図るため、職員が各金融機関に電子媒体を持ち込み回収する方式に戻します。

(3) 人材の育成と活用

・南風原町及び八重瀬町の関連部局との事務調整や連携をより円滑かつ効果的に進めるため行政機関と共通する事務における知識の習得、技能向上に努めます。

・日本水道協会及び全国企業団協議会並びに水道技術センター等の専門的な研修会、講習会、講座等を効果的に受講させることで、水道事業を担う職員の育成に努めます。

(4) 経営の効率化/事務の効率化

・令和3年度は、煩雑化する事務のIT化に向けた取り組みの一環として、文書管理ソフトを導入し、保存文書等を細分化し、保管体制の強化と事務の効率化を図ります。

(5) 関係町との連携強化

・令和3年度は、これまで以上に南風原町と八重瀬町の各部局との連携を強化し、地域の発展と福祉の向上に貢献できる水道事業運営を目指します。

5 将来計画

(1) 経営戦略の内容と課題

・令和3年2月現在において国庫補助事業は事業再開に向けて事業再評価中にあります。したがって、国庫補助事業による施設整備計画については事業採択が得られていない段階にあります。経営戦略においては、国庫補助事業の再開を令和3年度とし、最終年度を令和11年度として計画しています。

・事業採択後、国庫補助事業の概算要求、補助金申請、補助金内示、追加補正が決定された時点で経営戦略の見直しの必要性について検証する予定であります。

(2) 摩文仁浄水場更新計画

・自己水源を継続して活用することを前提に緩速ろ過池4池中2池を廃止し、2池を耐震補強しましたが、ろ過池以外の施設については耐震診断の結果、補強又は建て替えが必要と判断されています。また、自己水源流域における亜硝酸性窒素と硬度の低減化も課題となっています。

・摩文仁浄水場については、現行の取水量、浄水方法を令和12年度まで継続し、令和13年度以降の更新計画策定までに水質の改善を含めた課題の調査研究に取り組んでいきます。

(3) 料金改定

・令和3年度から令和12年度までの事業計画を経営戦略としてまとめました。国庫補助事業が再評価中で再開の年度が決定していない不確定な要素が含まれていますが、大量更

新の時期にあつて投資財源が多額となっています。管路の更新を先送りすることなく計画どおり実施していくために令和7年度から企業債を借り入れる予定となっています。国庫補助事業が再開され、年次の執行状況が見通せた段階で検討中である基本料金の引き下げ案を盛り込んだ財政収支シミュレーションを作成する予定です。

6 国際貢献

(1) JICA沖縄による大洋州・島嶼国を含む発展途上国の村落地区を対象とした水道事業経営への国際貢献

- ・漏水防止の部門に協力することになりました。
- ・令和3年度の研修は、インターネットを活用した遠隔で行う予定でございます。

○対象国は、キルギス、パプアニューギニア、バヌアツ、サモア、クック諸島、パラオ、セネガル、南スーダン、ラオスとなっております。

詳細については経営課長に説明させたいと思います。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算書、先程企業長が議案第2号を読み上げましたので、次のページから読み上げて説明に代えたいと思います。

地方公営企業法第24条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算を定めましたので、読み上げて説明いたします。

第1条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数21,347戸。給水人口72,689人。年間総配水量7,771,323 m^3 。一日平均配水量21,291 m^3 。主要な建設改良事業、送配水施設整備事業7,000万円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 水道事業収益17億6,504万1,000円。第1項営業収益16億5,323万2,000円。第2項営業外収益1億1,180万8,000円。第3項特別利益は、費目存置の1,000円でございます。

続きまして、支出の部、第1款水道事業費用16億430万9,000円。第1項営業費用15億3,203万4,000円。第2項営業外費用6,727万4,000円。第3項特別損失は、費目存置の1,000円でございます。第4項予備費は500万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,984万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額769万9,000円、減災積立金1億551万円及び過年度分損益勘定留保資金7,664万円を補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入581万8,000円。第1項企業債、費目存置1,000円。第2項その他資本収入581万6,000円。第3項固定資産売却代金、費目存置の1,000円です。

支出の部、第1款資本的支出1億9,566万7,000円。第1項建設改良費9,015万6,000円。第2項企業債償還金1億551万円。第3項その他資本的支出、費目存置の1,000円。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

複写機保守点検業務、令和3年度から令和7年度まで。限度額628万5,000円。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2億1,159万4,000円。(2) 交際費15万円。

第8条 たな卸資産購入限度額は、2,000万円と定める。

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産、構築物、東風平配水池、一式。

令和3年2月26日提出、南部水道企業団企業長 多和田眞次。

その次のページ、3枚を捲っていただいて、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算実施計画書の説明に入ります。

ページが先程のページと重複して2ページとなっておりますが、予算の実施計画書です。2ページの方が収益的収入及び支出、3ページの方が資本的収入及び支出となっております。これは款、項、目の方までの明記になってございますので、お目通しをお願いします。

次のページを開いていただいて、令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算実施計画書の明細書でございます。明細書の方は、目以下の節の費用まで説明のところに記載されておりますので、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまでが収益的収入及び支出の款、項、目として各節の説明書でございますので、お目通しをお願いします。

続きまして、13ページ、資本的収入及び支出、これも同じように節の説明書まで記載してございますので、お目通しをお願いします。

16ページ目以降は、地方公営企業法施行令第17条第1項に基づき説明書として予算に添付しなければいけない資料となっておりますので、お目通しをお願いします。以上で、私の方からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

細かいことなんですけれども、企業長が読み上げた令和3年度南部水道企業団水道事業経営方針、参考までに教えてほしいのがあって、3ページの(2)の下の方です。毎月の水道料金口座振替、これが読み上げると経費の削減ということで非常にいいことだと思うんですけど、一旦過去に戻る

という感じなのかなと思うんですけど、当初からこれが良かろうと思って伝達を通信で行ってきたと思うんです。それが結果的に経費が逆転してしまっているのかなという気がするんですけど、そのあたり具体的に当初通信で行ったときの効果、それがあある時期から逆に経費を食うようになってきたのかなと思うんですけど、その辺の数字的なものというのがもしわかれば教えてほしいんですけど。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

毎月の水道料金の口座振替をいま多くの事業者が電子媒体、CD、USB等を金融機関に持ち込んで、それを依頼して、金融機関から引き落としされた後にその媒体を取りに行き、こちらの料金システムに落とし込んで需用者のどここの方から、どこの金融機関で引き落とされたという料金徴収が完了します。

これはいくら電子媒体であっても、これだけの個人情報が入ったものを職員が各金融機関、毎月2回ではありますけど、それを例えばうちであれば八重瀬町の管内で回れる範囲なんですけど、それを持ち込むということで、セキュリティー上、電子媒体よりは通信機器を使った方がということで、それに切替えました。

先程企業長からもありましたように、全体的な経費の見直しの中で、いずれは電子媒体が廃止されて通信でという方向で各金融機関も考えているようなんですけど、一旦、当企業団も立ち止まってとか、特に急いでそれをやらないといけないというわけでもなくて、職員が持ち込むことに関しては管理職も含めて責任もって持ち込まなければいけないですので、費用が230万円ぐらい12か月でかかっていました。それを一旦電子媒体方式に戻して、そこでまた改めて各課の職員の人数の配置であるとか、そういうところも見直ししながら電子媒体の方に、各金融機関がそういう方向に向かうのであれば、それに従わざるを得ないと思いますけど、いま一旦戻してそういう人の配置も含めて、全体的な経費の削減を含めて考えてみようということで削減しております。以上です。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

230万円という金額が出たんですけど、これを電子媒体で持ち込みにすると、どれぐらい削減効果があるのか。もし、それがわかれば参考に教えて下さい。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

電子媒体の方向に戻すと、これは委託料で通信の分は払っていましたので、それが職員に代わることで費用としてはゼロです。委託料としてはゼロということです。あとは職員の仕事の配分とかということで考えています。以上です。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

わかりました。非常にいいことだなといま改めて思いました。よろしくをお願いします。

もう1点、最後の国際貢献、JICA沖縄と一緒に国際貢献ということで、漏水防止の部門に協力するということになりましたと書いてあるんですけど、インターネットを使って、どのような感じでやり取りをするのが興味もあるんですけど、実際どういう感じでやるのか。南部水道企業団として、どういう位置づけでこれを利用するのか。例えば期日、あるいは人員、その場所、その辺がインターネットということなので、場所は問わないと思うんですけど、それは南部水道企業団が単独で外国とこういったネットを通じた漏水防止の支援というか、それがちょっとどういう感じなのかがイメージがいま掴めないんですけど、もし良ければもう少し詳しく教えて下さい。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里健君

いまの神谷議員からのJICA沖縄国際貢献の内容について、これが今年から今回大洋州・島嶼国を含む発展途上国の水道事業をやっているんですけども、今年、本来であれば、この参加している国からこちらの方に職員が来て、県内の水道事業体を含めて、また、大学機関とかも含めて、来て研修する予定でスタートしています。

ただし、いまコロナ禍の時期でこちらに来ることができないということで、今年度についてはユーチューブを使ってJICA沖縄さんの方で講師、私と担当する職員が撮影して、これをユーチューブ版にパスワード登録させて現地でも見れる。それを現地で職員が見て研修する。その後にJICA沖縄さんの方でウェブ会議をして、その研修を見た後の質疑応答とか、評価をしていくという形に今年度はなっています。

令和3年度からについては、いまのコロナの状況が良くなれば、各国からこちらに来て、企業団の方にも約一日ぐらいをかけて、こちらで漏水防止について研修して、また、水道事業体とか、いろんな機関で研修するという研修内容になっています。以上です。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

有難うございます。ということは、ウェブ配信用の作成するのをこちらのスタッフがJICAと一緒に作るという意味合いなのか。あとそれを見た後の質疑応答とかという話もあったんですけど、それはいま言うリモートのなものでやり取りをする中に当企業団の職員もそのリモートの中に立ち入るといった形なのか。その辺もちょっと参考に教えて下さい。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里健君

いま神谷議員がおっしゃるように、JICA沖縄さんの方で撮影して、それを編集したのをユーチューブ版にのせるという形で作ります。

会議についてもいま言うようにリモート会議、ズームとかという内容の細かいところの確認はしていませんが、講師をした各事業体の方が来て、JICA沖縄さんの方でそういうシステムがちゃ

んとされていますので、そちらに全員揃って質問事項を確認しながら会議をしていくというか、研修を進めていくという形になります。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時05分）

再開（11時07分）

再開します。

他に質疑ありませんか。5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

先程の企業長からの理事会報告の中でもありましたが、2点伺います。1つは、こちらの隣接地の購入については、不動産鑑定が終えられていて、これからそれに基づいて交渉を行うというふうな理解でよろしいわけですね。

それで、この予算にはその購入予算は含まれているわけですか、それが一つ。

それからもう1点は、私の勉強不足だろうと思うんですが、東風平配水池の撤去の件が予算の中で説明ありましたね、これは私の勘違いなのか。以前、私たちが見学させてもらった二つ並んだ大きな施設、タンクがゴルフ場の下の方にありましたよ。あれなのかな。違うんじゃないかなと思っているんですけども、そこら辺、私、不勉強なものですから、この2点についてお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

隣接地の購入費につきましては、令和3年度の予算には含まれておりません。これは地主の交渉が確定した時点で補正なりで購入すると。

それと東風平配水池ですけど、写真等なかったですか、ちょっと説明願います。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

東風平配水池の位置ですけど、お手元の方に令和3年度当初予算概要ということで予算書の次の方に添付されていると思います。

4ページ目の方を開いていただければ、東風平配水池の写真があります。これはアイウェディングという結婚式場の上の方になります。この辺に行ったら見えると思うんですけど、先程、企業長が話した左隣の民地に2階建てが建っています。右側に鉄塔が写っていると思いますけど、このこんもりとした高台の方に鉄塔は建っていますので、これを更地にするときに高低差を処理するか、隣接地主ともいろいろ相談しながら工法を探って安全に撤去したいというふうに考えております。

この方は機能的にはなくても十分配水機能が有するというので、令和3年度の予算の方に組替して解体撤去費を組んでございます。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いまの配水池の件については、私たちがこの間、見学に行ったところではなくて、別の場所、いま説明あったように、これは撤去しても給水事業は問題ないと、管理費用がむしろ低減されるというふうなようですので、それで了解いたしました。

それといまの隣接地の購入に関しては、今回の予算には計上されていない。今後、交渉が進めば補正予算で計上されるといういまのご説明だったかと思えます。了解しましたが、この用地、現在は職員の駐車場として利用されているということでした。

今後、前回の説明では災害の際の活動車両の活動場所とか、その他いくつか想定されるイベントでのスペース確保というふうに私いま理解しております。そういう説明だったかと思うんです。

私、十分には必要性と言いますか、この頻度、災害というのはもちろんこれは予期しないときに来て、当然、スペースが必要になるわけですけど、そこは置いといてですけども、いま職員の皆さんが借用して、職員の皆さんというか、たぶん企業団としていま借用されているのでしょうか。それを職員の皆さんで駐車場代か何かでペイしているのか、そこもちょっと説明いただきたいんですけども、この必要頻度というものが十分まだ私理解していない部分があるものですから、できれば今回計上されてないということですけども、改めてご説明いただければというふうに思います。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。いま現在、隣の土地については、地主から賃貸契約で厚生会の負担分と、直接、私たち職員からの負担として企業団に納めているところでもありますけれども、いまおっしゃるように土地を購入した暁には、いままでのように同じ額、企業団にまた負担するのかというところも含めて、これからまた検討していくところでございます。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時13分）

再開（11時13分）

再開します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。利用頻度といたしましては、いま現状として入札が行われるときの入札の業者さんの車両を停めていただいたり、あとイベントとして水道週間が6月にございますけれども、その際に親子バスツアー、そのときには大型車両、バス3台ほどをお借りしてヤンバルの方に皆さんお連れするんですけども、その際の駐車場として利用していただいているところでございます。

入札についても令和2年度、今年度については15件ほどありました。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

それと先程の一般質問の議員の質疑の中で広域計画との関わりが少し議論されましたけれども、それはそれで私も十分情報を知っているわけではないんですけれども、将来的にこの水道がどういうふうになっていくのかということとの関わりで大きな私は資産の購入になるわけですから、そことの関わりも私は十分反映されるべきではないかなという観点があって、いまこの質問をしているわけなんですけれども、改めて水道、広域計画というか、私のイメージで言うと県の水、ギーザではない県から来る水だけで運営するとかということも含めて、将来の水道のビジョン、そういったことを考えると、資産を増やすことがどうなのかということの関わりでも検討されるべきだという思いがあるんですが、そことの関わりでまたご答弁がありましたら、お願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

隣の用地を取得するというところでございますけど、これは災害がいつ起こるかわからないということで、どうしても必要だというふうに考えています。これまでどおり借地の状態でできたらそのまま借地したいんですけど、地主が処分したいと言ってきているものですから、これが第三者の手に渡ってしまったら、我々も使えなくなるものですから、これは非常に困るというふうなことで、今回は購入せざるを得ないというふうな状態でございます。

ですから、将来的にどうということではなくて、現時点で災害に対応できるようにしておかないと、非常にまずいことになりますよというふうなことで、現在用地交渉しているところでございます。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いま企業長の答弁よくわかりましたが、ただ、この庁舎を建設する際に、いまのような答弁であれば、災害を当然想定するというのであれば、その理屈であれば確保されるべきだったわけですね。

ところがいま地主さんから高く買ってくれるところに売りますと、当然そうなるわけですから、それで必要だということになると、ちょっと理屈としては素直に受け取れないなと思ったものですから、そのことだけは申し上げて終わります。

○議長 大城真孝君

他に質疑はありませんか。4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

企業長の3度の経営方針のところの3ページですけど、その4のところの(2)で健全化ということで、職員体制21名にして、それからフルタイム会計年度任用職員はゼロにするということなんですけれども、現在、給与費の明細書の中に年齢がないんですけれども、現在21名、そして全般的に見ていくという方針はよく理解いたしますけれども、後任、後継の若い人の人材育成という点で

は、どのように考えていらっしゃるか、そこら辺お願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

職員の人数というのは、これまで23名いたのがお一人亡くなって、お一人辞めて、いま現在21名ということになっています。これも職員を退職させるというふうなことができませんので、これは将来的にどれぐらいの人数でいけばいいのかというふうなことで、結局、辞めていくのを補充していくような形になるんですよ。

そういうふうな形で辞めていくと補充というふうな形になるんですけど、企業団の場合は、私もちょっと思っていたんですけど、他の水道事業体に比べてまだ多いのではないのかというふうなことで、辞めていってすぐ補充というふうな形で取っていくわけにはいかないのか、これは将来的にはいま現在18名ぐらいまで減らした方がいいのではないのかというふうな考え方があります。

ですから、若い人というのがなかなか新規採用がいまできるような状態ではないんです。いま年齢50歳以上が数名いますけど、その方々が退職していつて将来計画にどうなのかというふうなことでまた検討していきたいというふうに考えています。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

方針としては、もっと下げていくと、もっと人数を減らしていくというような考えのようですけども、やはり後継の人材を育てるという意味合いもまたご検討いただきまして、いろんな角度から考えていく必要があるのではないのかというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。2番 平良真也議員。

○2番 平良真也君

経営方針の2ページの5番目、汚染防止対策なんですけども、いまうちの地域なんですけども、仲座土地改良地区、安里土地改良地区に堆肥の野積みがございますが、この野積みなんですけど、これ浸透していきますよね。浸透して水質に問題があるのか教えていただければと思います。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

水源流域の汚染防止についてなんですけども、この方、平成29年に水源地域の汚染調査を行っております。いまある水源は、慶座水盆と仲座水盆という地下ダム内の水域があるんですけども、その中にはいま平良議員がおっしゃったように土地改良されている農地が上の方にあるという状況です。

いま調査結果を堆肥の野積みによって水質に影響があるかというところについては、影響はあるというふうに調査結果としては出ております。

対策としては、野積みしているところにビニールシートなり、雨が浸透しないような対策をすれ

ば防げるというふうなことは伺っております。これについては八重瀬町及び関係機関と協力して、その辺は対策をしていこうかなというふうには考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 2番 平良真也議員。

○2番 平良真也君

有難うございます。私も農家しているものですから、この野積みなんですけど、いま影響があるということなんですけど、この野積みして何カ月とか、また、1年間置いてという日にちの長さです。ね、早めにやれば問題ないよとか、長期に置けば影響あるよとかということもわかりますかね。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

野積みの期間でもどれぐらい浸透するかというのは調査結果としてはわからないんですけども、やはり長期間置くと影響は大きいだろうというふうな考え方です。ですから、農家の方というのは、どうしても堆肥を出しますので、野積みをできるだけ少なくし畑にやるような方法を取れば、その水源の影響は少ないのかなというふうに思っております。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第2号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 同意第1号

次期企業長の選任同意

○議長 大城真孝君

日程第7. 同意第1号・次期企業長の選任同意を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

同意第1号・次期企業長の選任同意について。南部水道企業団規約（平成18年沖縄県指令企第3号）第9条第2項の規定により、関係町の町において下記の者を次期企業長に選任したいので、同項の規定に基づき議会の同意を求めます。

記、本籍地、南風原町字津嘉山193番地、現住所、南風原町字津嘉山16番地1、氏名、金城政光、生年月日、昭和36年2月22日、令和3年2月26日提出、南部水道企業団企業長 多和田眞次。

提案理由、現企業長が令和3年3月31日付けをもちまして任期を満了することから、後任につきましては、関係町の町において選任した者を議会の同意を得る必要がある。上記の者は、南部水道企業団の企業長として適任であると思慮しますので、提案します。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号・次期企業長の選任同意を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、同意第1号・次期企業長の選任同意は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和3年第1回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員（議席番号5番）大城 毅

署名議員（議席番号1番）金城 隆雄